

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和5年1月25日14時00分
近畿地方整備局
淀川河川事務所
猪名川河川事務所
大和川河川事務所

河川災害時の応急復旧にご協力いただける協定会社の公募 ～淀川・猪名川・大和川の大府域～

近畿地方整備局 淀川河川事務所、猪名川河川事務所、大和川河川事務所管内の大府域では、「災害時における河川災害応急復旧業務(一般土木)」に関する協定会社の公募を次のとおり行います。

この協定は災害時に応急復旧を迅速に行うため、事前に協力していただく会社を定め緊急時の体制を確保するものです。

なお、当協定を締結した会社には、「総合評価落札方式」における「災害協定の締結」の技術評価項目で評価されます。

概 要

- 1)協定区間: 各河川事務所の管内(大府域)
- 2)協定目的: 各河川事務所の管理する河川において、発生した災害の応急復旧について速やかに対応することを目的とします。
- 3)協定期間: 令和5年4月1日～令和8年3月31日
- 4)選定方式: 公募により協定会社を選定(令和5年2月14日までに技術資料提出)

協定に関する資料

協定に関する資料は、以下の各河川事務所のHPにてダウンロードできます。

淀川河川事務所 : <https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/news/2022/g5m9430000006w1.html>

猪名川河川事務所 : <https://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/news/2023/20230125.html>

大和川河川事務所 : <https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/pr/20230125/20230125.html>

公募は各河川事務所の出張所単位で行います。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

淀川河川事務所 副所長 北野 頼風 電話番号 (072)843-2861(代表)

猪名川河川事務所 副所長 星原 義之 電話番号 (072)751-1111(代表)

大和川河川事務所 副所長 荘司 周夫 電話番号 (072)971-1381(代表)

公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の申請について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和5年1月25日

国土交通省近畿地方整備局
猪名川河川事務所長
佐渡 周子

記

1. 協定の目的

猪名川河川事務所の管理する河川施設等において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材及び労力等について、事務所及び協定会社の双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定の内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙－１のとおり
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、河川における土木に関する応急復旧等を想定している。

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の受付期間中において一般土木C等級以上に申請していること。

また、令和5年4月1日時点において、近畿地方整備局（港湾空港関係除く）における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の一般土木C等級以上の認定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に

基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(6) 災害訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。

(7) 以下の大阪府の市町に建設業法に基づく本店、支店、営業所を有すること。

大阪市淀川区、大阪市東淀川区、大阪市西淀川区、茨木市、箕面市、池田市、吹田市、豊中市、摂津市、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町

4. 協定期間

協定期間： 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

5. 申請書類

(1) 申請書 土木様式-1

(2) 調査票 土木様式-2、3

※ 調査票は令和5年4月1日現在で作成すること。

6. 評価項目

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を100点とする。

評価項目	評価基準	評価点
① 機械の保有状況		
災害復旧用機械の保有状況について、緊急時に自社もしくはリース等で以下のいずれかの機械を確保できる会社を優位に評価する。 ・バックホウ（0.45m ³ 以上） 1台以上 ・ブルドーザ（3t以上） 1台以上 ・ダンプトラック（10t級） 1台以上 ・移動式クレーン（4.9t吊以上） 1台以上 上記については、リース等を含むものとする。 ※1 （土木様式-2）	自社でいずれかの機械を保有している。	10
	リース等によりいずれかの機械を確保できる。	5
	いずれの機械も保有（確保）しておらず、リース等の対応もできない。	欠格
② 人員の体制		
災害復旧のための人員の体制について、自社で以下に示す資格を有する技術者を多く在籍している	（自社）技術者5人以上	10
	（自社）技術者1人以上5人未満	5

会社を優位に評価する。 ・ 1級又は2級土木施工管理技士 ・ 1級又は2級建設機械施工技士 ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））（土木様式－2）		
災害復旧のための作業員の確保について、作業員を多く確保できる（協力会社を含むものとする）体制が可能な会社を優位に評価する。※2 なお、協力会社の作業員は、自社の作業員1人に対して0.5人として評価する。 （土木様式－2）	作業員20人以上	20
	作業員10人以上20人未満	15
	作業員5人以上10人未満	10
	作業員1人以上5人未満	5
	作業員が確保できない。	欠格

※1 「リース等」とは、リース及び協力会社をいう。リースの場合は契約書等の写しを協力会社の場合は協定・契約書等の写しを添付するものとし、リース先及び協力会社の保有重機の総数が確認できる資料も添付する。

※2 協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書（書式自由、了解印必須）を添付する。

評価項目	評価基準	評価点
③ 工事及び災害協定実績		
過去15年間（平成19年度～令和4年度※）において元請けとして猪名川河川事務所の工事の実績がある場合は評価する。 ※令和4年度完成・引渡し完了予定工事を含む。 （土木様式－3）	大阪府の実績あり	20
	大阪府以外の実績あり	10
	実績なし	0
過去15年間（平成19年度～令和4年度）において大阪府域の近畿地方整備局各機関と災害協定を締結した実績がある場合に評価する。※3 （土木様式－3）	協定締結の実績があり、かつ災害協定に基づく活動実績がある。	10
	協定締結の実績あり	5
	協定締結の実績なし	0
④ 地理的条件		
本店・支店・営業所から園田出張所までの直線距離※4 （土木様式－3）	5km以内	20
	5kmを超え10km未満	15
	10kmを超え15km未満	10
	15kmを超え20km未満	5
	20km超え	0

⑤ 災害時建設業事業継続力		
近畿地方整備局が「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定した会社 ※5 (土木様式-3)	認定あり	10
	認定なし	0

※3・災害協定締結の覚書の写しを添付すること。

- ・建設業協会等が締結した災害協定については、申請者が当該災害協定に基づいて災害活動に従事する者であることを確認できる証明書等を覚書の写しと併せて添付すること。
- ・証明書には協定名が明示され、建設業協会等の押印があること。
- ・申請者が共同企業体の場合は各構成員も提出すること。
- ・災害協定に基づく活動実績がある場合は、活動した内容が分かる資料を添付する。

※4 会社(本店・支店・営業所)から園田出張所への経路図(5万分1程度の地図)を添付する。

※5 認定証の写しを添付する。

なお、有効期限が切れたものは、実績として認めない。

7. 申請書類の提出

電子メールに申請書類を添付し提出すること(電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること)。

また、電子メールの件名に「河川災害応急復旧業務に関する協定の申請(猪名川)」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、締結又は非締結通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、申請書類と併せて持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)又は信書便により提出すること。FAXによるものは受け付けない。

(1) 受付期間

令和5年1月26日(木)から令和5年2月14日(火)。(持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く9時00分から16時00分とする。)

(2) 受付場所

〒563-0027 大阪府池田市上池田2丁目2-39

国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所 工務課

TEL 072-751-1111

メール kkr-inagawa-koumu01@mlit.go.jp

8. 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等に対する質問がある場合は、電子メールに書面(様式自由)を添付し提出すること(電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること)。

また、電子メールの件名に「河川災害応急復旧業務に関する協定の申請に関する質問（猪名川）」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、質問回答の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、書面（様式自由）と併せて持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）又は信書便により提出すること。FAXによるものは受け付けない。

なお、質問内容の記載にあたっては、会社名（過去に受注した具体的な契約名等の記載により会社名が推類される場合を含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、回答を行わない場合がある。

（１）受付期間

令和５年１月２６日（木）から令和５年２月６日（月）。（持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く９時００分から１６時００分とする。）

（２）提出場所

上記７．（２）に同じ

（３）質問に対する回答書は、令和５年２月１０日（金）までに、申請書類を提出した全ての者に電子メール（または書面）にて送付する。

９．協定締結

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の締結及び非締結については、申請者へ書面をもって通知するとともに、協定締結者については猪名川河川事務所のHPに掲示する。

なお、通知は令和５年３月８日（水）を予定しており、協定締結は３月中を予定している。

１０．協定締結できない者に対する理由の説明

協定を締結できない者に対しては、協定締結されなかった旨と、その理由を電子メール（または書面）で、事務所長から通知する。その通知を受けた者は、猪名川河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

協定締結されなかった理由に対する質問がある場合は、電子メールに書面（様式自由）を添付し提出すること（電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「河川災害応急復旧業務に関する協定締結されなかった理由に対する質問（猪名川）」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、質問回答の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、書面（様式自由）と併せて持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）又は信書便により提出すること。FAXによるものは受け付けない。

（１）提出期限

令和5年3月8日（水）から令和5年3月15日（水）までの9時00分から16時00分まで

(2) 提出場所

上記7. (2)に同じ

(3) 回答期限及び方法

令和5年3月23日（木）までに電子メール（または書面）により回答する。

11. その他

(1) 申請書類は、猪名川河川事務所ホームページよりダウンロードして下さい。

「<https://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/news/2023/20230125.html>」

(2) 申請書の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とし、提出された申請書は、応募資格確認以外に申請者に無断で使用しない。

(3) 提出された申請書は、返却しない。

(4) 受付期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 連絡先等調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び建設機械、資材、技術者・作業員数の保有等の状況を調査する。調査内容、時期は以下のとおり。

① 調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・技術者、作業員の人数及び建設機械等の台数、保有している資材調査

協定に基づく出勤可能な技術者の人数及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所

・他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

② 調査時期

毎年4月中に依頼する。

③ 提出先

7. (2)の受付場所と同じ。

④ 提出方法

電子メール、郵送、又は持参による。

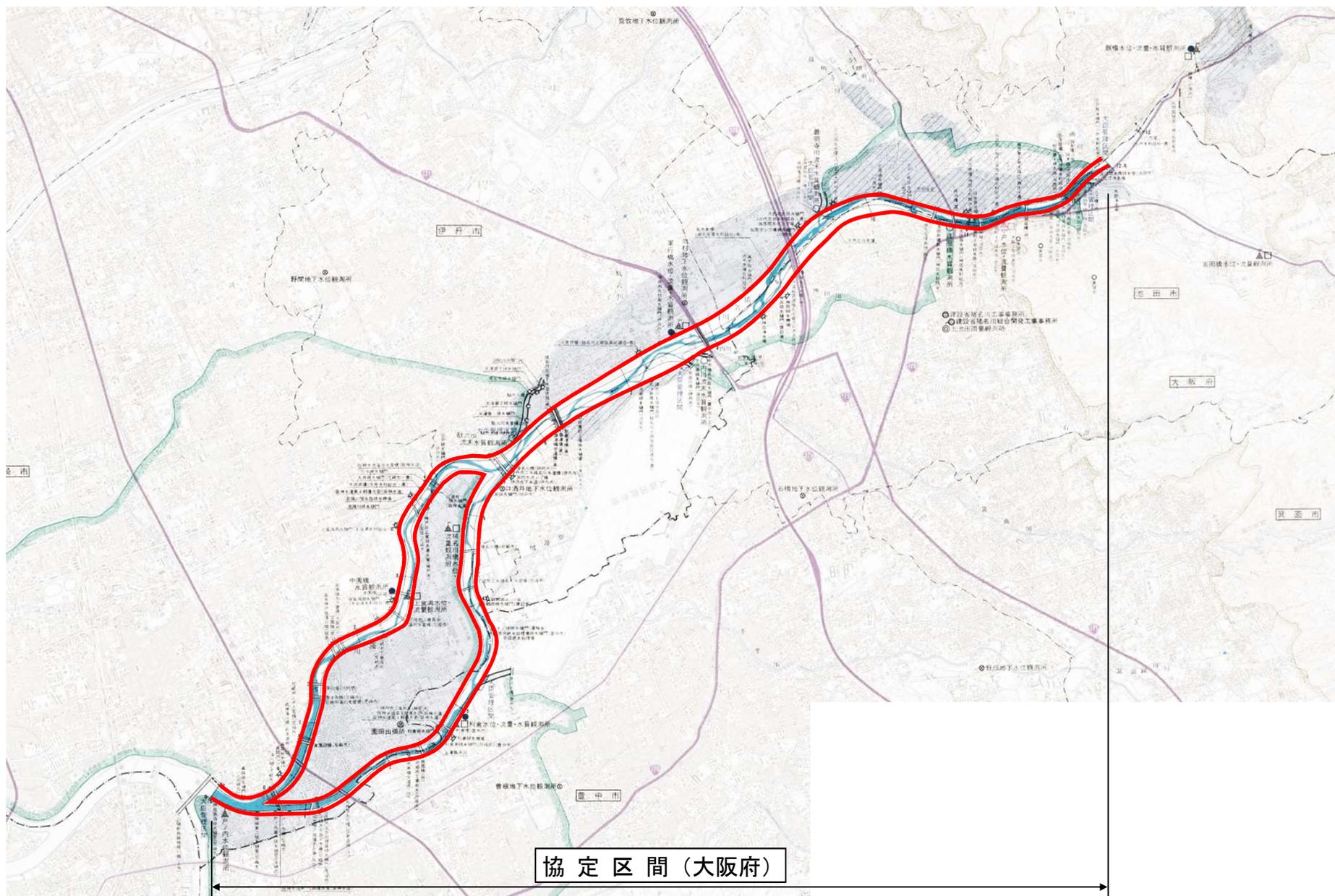
(6) 猪名川河川事務所管内（大阪府域）の出張所の所在地等

園田出張所

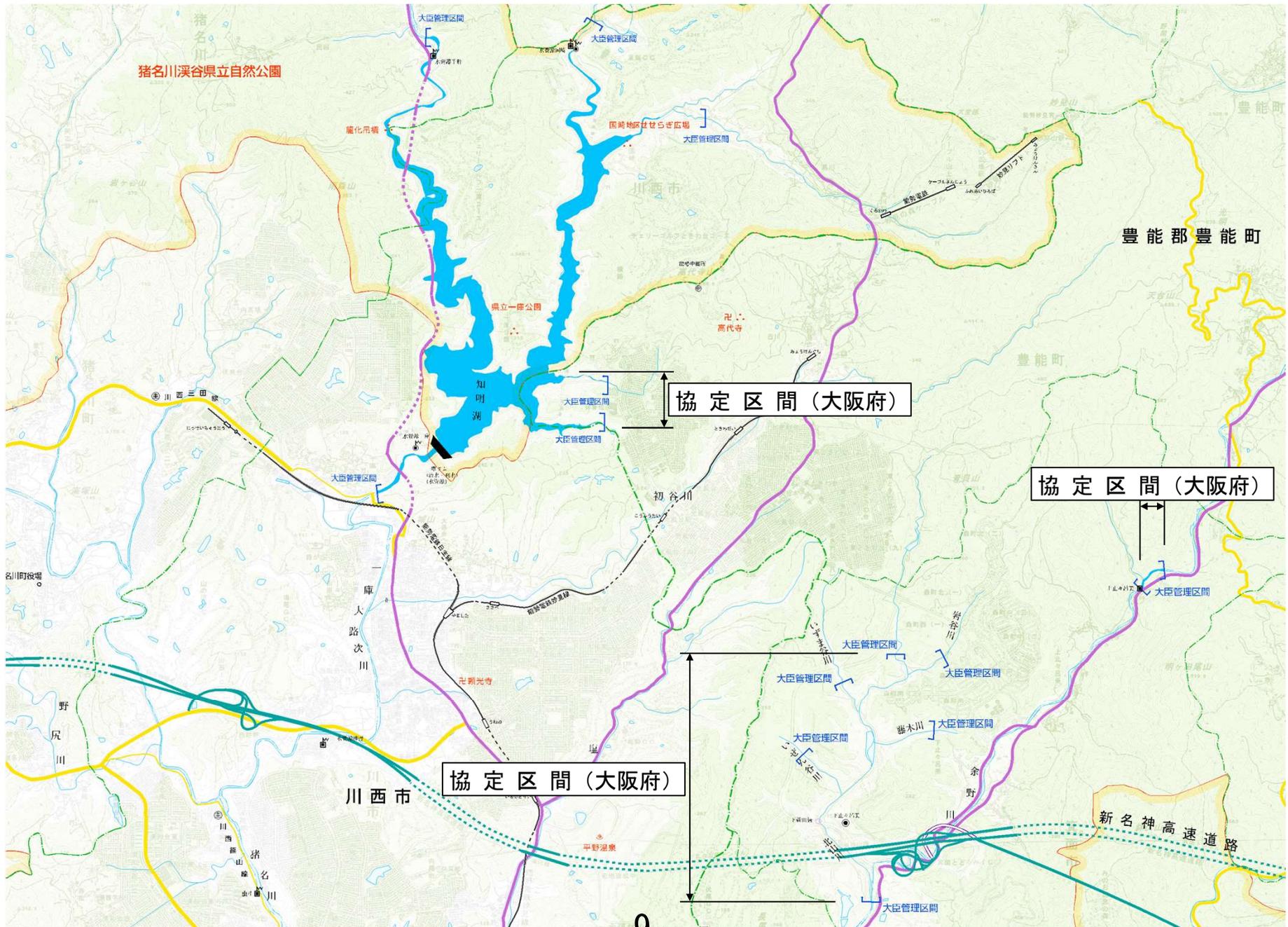
〒661-0953 大阪府尼崎市東園田町1-345

TEL 06-6493-1281

■猪名川河川事務所 管内（別紙－1－1）



■猪名川河川事務所 管内 (別紙-1-2)



災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（案）

国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 佐渡 周子（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生し、甲がこの協定とは別に発注する維持作業では対応することができない規模の災害（水防活動・水質事故を含む）（以下「災害」という。）における河川応急復旧業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、猪名川河川事務所災害対策部運営計画に基づき、甲が管理する河川（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労務等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の応急復旧について、円滑な実施を図ることを目的とする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は別紙－1に示す猪名川河川事務所管内（大阪府域）とする。

（業務の実施体制）

第3条 甲は、河川に災害が発生し必要と認めたとき、被災状況に応じて書面、又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示による当該施設の応急復旧を実施するものとする。ただし、乙が、被災状況を把握しているにもかかわらず、甲との通信連絡が不能のため、第1項の要請が不可能な場合には、乙の判断により応急復旧を実施するものとする。

3 乙は、出動要請を受けた場合、又は前項ただし書により乙の判断による応急復旧を実施する場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は、園田出張所長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第5条 乙、又は第3条第3項で定めた現場責任者は、業務が完了したときは、

電話等により直ちに出張所長にその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務完了後、作業開始時刻、作業終了時刻、及び使用した建設資機材等の内容、数量を速やかに報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項(同条第2項ただし書を含む。)により乙に出動を要請したときは、遅滞なく乙と随意契約を締結するものとする。

(建設資機材等の報告、通知)

第8条 乙は、あらかじめ災害に備え、第3条第2項の業務に関し使用可能な建設資機材等の数量を確認し、甲に書面により報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 甲は、保有する建設資機材について、あらかじめ書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第10条 甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したとき、乙は原則としてこれに応じるものとする。

(訓練等の参加)

第11条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の精算)

第12条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その内容を精査し、第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第13条 業務の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損

害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後、遅滞なく状況を書面により報告し、その処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第16条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することができるものとする。

2 乙が申し出し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(雑則)

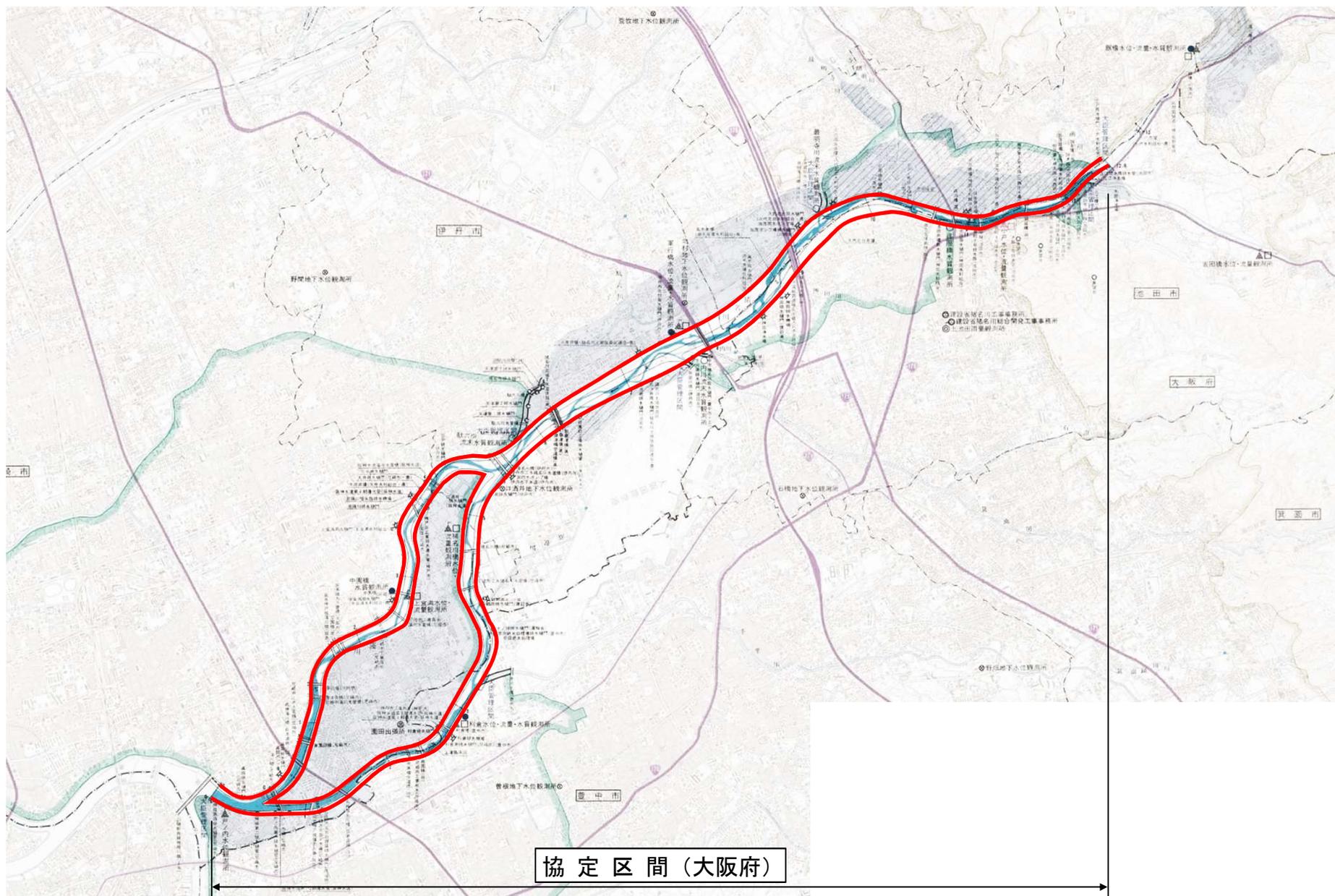
第17条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

令和 5年 3月 ●●日

甲 大阪府池田市上池田2丁目2-39
国土交通省近畿地方整備局
猪名川河川事務所長 佐渡 周子 印

乙 ○○○○○○○○
○○○○○
代表取締役 ○○○○○○ 印

■猪名川河川事務所 管内（別紙－1－1）



■猪名川河川事務所 管内 (別紙-1-2)

